

令和3年1月13日

「緊急事態宣言」の対応について

新型コロナウイルスによる感染拡大を受け、「緊急事態宣言」が発令されました。

教習所においては、公安委員会からの指示のもと、できる限りの感染防止措置をして教習を続けてまいります。

また、行政からの休業や時間短縮等の要請もないので、現在のところ通常どおり営業を続けてまいります。

今後、行政や公安委員会等の指示により休業や時間短縮等の要請があった場合には、感染防止のためにも指示に従う事とします。尚、この場合の対応につきましては、ホームページやメール等でお知らせしますのでご確認ください。

大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解の程宜しくお願い致します。

山科自動車教習所 管理者